

令和6年能登半島地震により被災した被保険者の介護保険料の減免について

1 概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災した被保険者^{※1}に対し、住家の損害や収入の減少などの被害状況に応じ、申請に基づいて介護保険料の減免を行います。

※1 能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する本市の被保険者等（被災時に当該適用市町村に住所を有した者を含む）

2 対象保険料

令和5年度分及び令和6年度分の保険料であって、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は、同期間に特別徴収される保険料

3 損害程度と減免割合

(1) 令和6年能登半島地震により、居住する住宅に損害を受けた場合

損害程度	減免又は免除割合
全壊	全部
大規模半壊、中規模半壊、半壊	2分の1
床上浸水	

(2) 令和6年能登半島地震により、世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った等の場合

事由	減免又は免除割合
死亡・行方不明の場合	全部
障がい者となった場合	
重篤な傷病を負った場合	

(3) 令和6年能登半島地震により、

世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者（合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が

400万円を超える者を除く。)について、対象保険料額^{※2}に対して以下の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額を減免

※2 対象保険料額=A×B/C

A：第一号被保険者の保険料額

B：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額

C：当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

前年中の合計所得金額	減免又は免除割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8 ただし、主たる生計維持者が失業、廃業等により当面の間収入が見込めないときは、全部

4 その他

・ 3 (1)、(2)に該当する方の申請は随時受け付けています。罹災証明書等の必要書類をご準備の上、申請をお願いします。

3 (3)は令和6年7月下旬に受付を開始します。別途、市広報誌等でご案内します。

・ 不明な点等は、介護保険課へ問い合わせただくようお願いします。

電話番号 0766-51-6627